

一般質問通告書

上記の件について下記のとおり、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

令和2年11月20日

議席番号 2番

東村山市議会議長 あて

質問者 かみまち 弓子

1. 子どもたちの「居場所」を守れるか

令和2年度東京都東村山市一般会計補正予算（第4号）での私の「移動教室・修学旅行に代わるイベントの企画はどうか」との質疑の答弁で教育部長から「子供たちのせっかくの思いがですね、思い出に残るような活動を支援していきたいというふうに考えております。」とあった。子ども時代の思い出のひとつとして『移動教室・就学旅行』や『運動会』など行事は大きなものであると考える。

また、コロナウイルス感染拡大第3波の中、児童生徒の不安やストレスは大変大きくなっている。今まで以上に保健室に心の駆け込み寺や一時避難所的な役割が求められていると考える。そこで、以下伺う。

（1）市立の全小・中学校の『移動教室・修学旅行に代わるイベントの企画』をそれぞれの学校ごとに「いつ」「どこ」に行ったか。またはそれに替わるものとして「いつ」「どのようなイベント」を実施したかを伺う。

（2）市立の全中学校で運動会をなくし、それに代わるものとしてそれぞれの学校、学年ごとに「いつ」「どのような行事」を実施したかを伺う。

（3）市立の全小学校での運動会を学校ごとにどのように実施したかをそれぞれ伺う。

（4）新型コロナウイルス感染拡大第3波の中、児童生徒の不安やストレスは大変大きくなってきている。これまで以上に保健室が駆け込み寺、こころとからだの一時避難所的な役割が求められていると考えるが見解を伺う。

(5) 形式的な対応や杓子定規な対応だと子どもたちが安心して心が開くことができないのではないかと考える。やさしく受け止めて、子どもたちの居場所を確保して頂きたいと思う。市立小・中学校 22 校でそれができているか伺う。

2. 住宅修改築費補助金で経済活性化を

本市 HP によると、「今般の新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ、市内消費を喚起するとともに、売上の減少など事業活動に影響を受けている建設関係の事業者の事業継続を支援することを目的に、**令和 2 年度に限り**、契約金が 20 万円以上（消費税除く）で、決定通知書受理後に着工し、令和 3 年 3 月 31 日までに完了報告の提出ができる工事。契約金額の 5% で最高 10 万円を補助。令和 2 年度当初受付期間終了後である、7 月 6 日以降に着工した工事を補助対象といたします。令和 2 年 8 月 17 日より随時受付にて住宅修改築費補助制度の追加申請の受付を行います」とある。住宅修改築費補助金で経済活性化を図るために以下伺う。

(1) 「追加申請につきましては、抽選ではなく、先着順での受付となります。」とあり、11 月 15 日現在 HP に掲載されている。令和 2 年 8 月 17 日より随時受付にて住宅修改築費補助制度の追加申請の受付を行ったが、まだ受付は終了していないか伺う。

(2) 「東村山市住宅修改築費補助金交付規則の備考に植木、造園、外構等の住宅本体以外の工事は、対象としない。」とあるが、<住宅修繕等をお考えのかたへ職人さんを紹介しませ>では、「市内にある個人住宅および門扉に関わる修繕・増改築を予定しているかた」となっている。門扉は、住宅修改築費補助金の対象になるのか伺う。

(3) 「家の修繕・改修・増築等をお考えのかたに、建築関係の団体である「東村山市住宅サービス協力会」と協定を結び、市内施工業者（職人さん）を紹介しています。どんな小さな仕事でも責任を持って施工します。」とある。「東村山市住宅サービス協力会」とはどのような団体か伺う。また、加入している市内施工業者（職人さん）数を伺う。

(4) 東村山市商工会『安住楽木』の登録業者には加盟店一覧があるが、「東村山市住宅サービス協力会」には協力業者一覧がHP上で探せない。東村山市商工会『安住楽木』の登録業者と「東村山市住宅サービス協力会」の違いは何か伺う。また、市のHPから「東村山市住宅サービス協力会」の協力業者一覧が閲覧できるようにすべきと考えるが見解を伺う。

(5) 東村山市商工会『安住楽木』のHPでは、「リフォーム工事を実施した工事箇所に、万が一後日、欠陥が見つかった場合に、その欠陥を補修するためにかけた費用をお支払いする保険に入っている」とある。「東村山市住宅サービス協力会」の協力業者は、リフォーム工事瑕疵保険に加入しているのか伺う。

(6) 過去3年間で、「東村山市住宅サービス協力会」に加入している市内施工業者（職人さん）で工事をした数、工事総額、補助金額補助金額を伺う。

(7) 過去3年間で、「東村山市住宅サービス協力会」に加入している市内施工業者（職人さん）で工事をした数の内、上位3社の施工業者名、工事総額、補助金額補助金額をそれぞれ伺う。

(8) 「（注記）この事業の利用に際し、住宅サービス協力会の複数の業者から見積をとって比較検討をしたり、特定の業者を指定することは出来ません。」となっているが、その理由を伺う。

(9) 「依頼主は見積をもとに修繕・増改築を行うか否か判断します。」となっているが、過去3年間で見積を取ってから東村山市住宅サービス協力会以外の業者に依頼した件数はあるのか伺う。